

令和6年2月定例会 総括審査会

安部 泰男委員

安部泰男委員

公明党県議団の安部泰男である。通告順に従い質問する。

初めに、このたびの能登半島地震の犠牲者及び遺族に対しお悔やみを述べる。また、今もなお避難生活を余儀なくされている被災者に対しお見舞いを述べるとともに、一日も早く穏やかな日常が戻ることを心から祈る。そして、本県から被災地へ派遣され被災者を支えている皆へ改めて敬意を表する。

公明党福島県本部は地震発生後の1月8日、県内各地で被災者を支援する募金活動に参加協力した。県民から多くの浄財を寄せてもらい、東日本大震災を経験したからこそ被災者に寄り添う県民の強い気持ちが伝わってきた。

今回の能登半島地震では最大震度7が観測され道路が寸断、支援が行き届かない孤立集落が多数発生したため、孤立集落の一刻も早い解消が大きな課題となった。災害発生時は、自助、共助、公助の助け合いの輪を広げていくことが命を守る基本となるが、現地では被災直後の厳しい避難生活を地域住民で支え合う様子が報道され、地域コミュニティの住民同士の絆の大切さを改めて感じたところである。

一方、本県においても中山間地域が多く、狭隘な道路ののり面が崩落して通行不能となる地域が発生することは明らかである。また、どのような災害が発生しても、安否確認や救助要請のための通信手段を確保していくことが求められる。今回の能登半島地震で対口支援を行った自治体が、アメリカの「スペースX」が運営する衛星を使ったインターネットサービス、スターリンクを試験的に被災地で使用し、その効果を確認したことから、支援を行った自治体内での導入を決めたという事例も報告されている。

そこで、県は孤立の可能性のある集落の防災対策にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

孤立集落については、平成26年に内閣府が公表した調査結果において、県内では27市町村231集落が道路の寸断等により孤立の可能性があるとされている。

今後、市町村と連携し、現在の道路状況等も踏まえて調査を行い、1週間程度の食料や発電機等の備蓄、衛星電話の配備を推進するほか、通信障害時に衛星を利用しインターネットが使用できるスターリンクの活用状況を調査するなど、孤立集落対策に取り組んでいく。

安部泰男委員

予定していた福祉避難所が被災し要配慮者を十分に受入れできないことや、一時避難所での寒さ対策、トイレなどの課題が浮き彫りになったことから、改めて本県の地域防災対策について確認する。

福祉避難所は県内各地域での十分な確保が求められるとともに、あらかじめ高齢者や障がい者、乳幼児など受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された。県は各市町村と十分に連携しながら進めていると思うが、まず県内市町村における福祉避難所の指定状況について聞く。

保健福祉部長

福祉避難所については、令和4年度末時点で442か所が指定されている。

安部泰男委員

福祉避難所には介護施設や事業所などが使用されることが多いと聞いている。福祉避難所は要配慮者のための設備が整っているが、能登半島地震では被災により建物倒壊は逃れたものの、電気や水道などのライフラインの寸断、職員自身の

被災などにより福祉避難所として正常に機能せず、立ち上げが困難となった事例があったようである。発災時において、たとえ福祉避難所が被災し立ち上げが困難になったとしても、そこへ避難する予定だった要配慮者やその家族へのサービスが速やかに提供できるよう、平時から体制を整えておく必要があると思う。

そこで、県は災害時における福祉避難所の適切な運営に向け、市町村をどのように支援しているのか。

保健福祉部長

福祉避難所の適切な運営については、県ガイドラインにおいて、平時から運営体制を事前に準備することや開設時の訓練について呼びかけており、また、先進事例を横展開するなどにより市町村を支援している。

今般の能登半島地震では福祉避難所が被災し、代替施設を確保する必要が生じたことも踏まえてガイドラインを見直すこととしており、市町村のさらなる取組を支援していく。

安部泰男委員

災害関連死の原因の一つに避難所での生活環境の悪化が挙げられる。今回の能登半島地震でも被災現場を回った公明党議員から、一時避難所の防寒対策や感染症対策の不備、さらには劣悪なトイレ環境の状況が報告された。また、ようやく仮設トイレが届いても和式が多く、高齢者から使いづらいとの声があったようである。一方、いわき市などが現地に派遣した移動設置型トイレカーは衛生的で明るく安心して使えるとの評価が被災者からあったようである。

消防庁は、災害発生時にトイレが確保できなくなった場合、機動性や衛生面に優れたトイレカーを被災地の状況に応じて活用することは有効であるとして、既に対象となっている避難者の生活環境改善に加え、災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備についても、令和6年度の緊急防災・減災事業債の対象としている。また、ある災害対応の専門家は「避難生活はトイレに始まり、トイレに終わる」として、エコノミークラス症候群などを防止するため、障がいの有無にかかわらず、誰でもいつでも自由に使えるトイレの重要性を訴えている。

そこで、県は避難所におけるトイレの確保にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

トイレの確保については、洋式の簡易トイレの備蓄に加え、応援協定に基づきレンタル事業者から仮設トイレを速やかに調達できる体制を構築している。

今後、和式トイレを洋式化する簡易便座の備蓄を進めるとともに、断水や停電時にも衛生的に使用できるトイレカーについて、市町村に対し国の財源措置等を周知しながら導入を促進するなど、市町村と連携して避難所のトイレ確保にしっかりと取り組んでいく。

安部泰男委員

トイレカーは有効であるとの答弁があったが、例えば地方振興局単位など県独自にトイレカーの設置を進める考えはあるか。

危機管理部長

災害発生後、速やかに避難所に派遣できる即応性等も踏まえ、トイレカーについてはまずは避難所の管理運営を行う市町村において導入を進めることが効果的であり、国の財源措置等を周知しながら助言を行うなど、市町村と連携して整備促進を図っていく。

安部泰男委員

市町村の導入を支援するとしても十分な数が確保できないことも想定されるため、ぜひ県独自のトイレカー整備についても検討願う。

次に、河川の水位情報や避難所開設情報などを一元化して表示する福島県総合防災情報システムが間もなく稼働すると聞いている。あわせて、県民に情報発信する防災ポータルサイトの開設やマイ避難の促進を図る防災アプリの運用も始まると聞いている。これらの取組は頻発する災害から県民の命と生活を守り、安全で安心な県を目指すための仕組みとして、非常に期待が高まっている。そのため、避難行動に必要な情報をタイムリーに入手できる新たなツールである、防災ポ

タルサイトや防災アプリをまずは広く県民に知ってもらい、浸透を図っていくことが必要と考える。

そこで、県は防災ポータルサイトや防災アプリの周知にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

防災ポータルサイトや防災アプリについては、河川のライブカメラ映像や水位の警戒情報、避難指示や避難所開設の情報等を現在いる場所の地図上に分かりやすく表示するほか、防災基礎知識の定期配信など、県民の適切な避難行動につながる情報や機能の提供を開始するところであり、県や市町村の広報誌、SNS等の各種媒体を活用した広報に加え、防災講座やイベント等で積極的に周知を図り、利用促進に取り組んでいく。

安部泰男委員

次に、共生社会の実現についてである。65歳以上の認知症患者は今後増えることが予想されており、認知症と共生する社会構築への取組がますます重要となる。こうした中、認知症患者が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的かつ計画的に推進する「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。

同法の基本理念には、国民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症患者に関する正しい理解を深めることができるよう努めるとともに、認知症患者が希望を持って暮らせる社会参加の在り方のほか、認知症患者が他者と支え合いながら共生することができる教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉、その他の各関連分野など社会環境の整備が求められている。

県は、認知症施策をつくり実施する責務を有することから、まずは市町村と連携し、認知症に関する知識の普及をさらに推進するとともに、認知症患者に関する理解を深める取組が必要だと考える。

そこで、県は認知症に関する正しい理解の促進にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

認知症に関する理解促進については、認知症の人や家族が地域住民と交流しながら理解を深め合う認知症カフェの活用をはじめ、認知症サポーター活動の支援や医療・介護従事者に対する対応力の向上に向けた研修等を実施している。

現在、認知症基本法の施行を踏まえて県の推進計画の中間見直し作業を行っており、引き続き正しい理解の促進とさらなる施策の充実に取り組んでいく。

安部泰男委員

県内において少子高齢化が進行する中、社会参加に意欲を持つ高齢者が増えている。地域社会への参画は高齢者自身にとっても生きがいになるとともに、地域の活力にもなると思う。元気に働ける高齢者は雇用のほか、シルバー人材センター、自治会やボランティアといった社会貢献に従事する人もいるが、興味があっても現役時代に培ったスキルや経験をどのように生かせるか分からないといった声も聞かれ、具体的な一歩を踏み出せない人も多くいる。

こうした高齢者にいかに寄り添うかについて、我々公明党は、行政の相談支援体制を整備し、相談から活躍につなげるまでワンストップで対応する高齢者活躍地域相談センターや、高齢者を受け入れる各種団体と同センターが連携する協議会の設置が必要と考えている。また、高齢者一人一人の社会参加活動のニーズを掘り起こし、地域で必要とされる役割を担ってもらうため、高齢期を見据えた学び直しや研修の機会をつくり、高齢者が生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けた施策の拡充を早急に検討すべきではないかと考えている。

しかしながら、そうした体制を整備するには、今後、国としての議論も必要と思うため、まずは現在の枠組みの中で、高齢者の社会参加をより一層応援していくための方策を考える必要がある。

そこで、県は高齢者の社会参加の促進にどのように取り組んでいくのか尋ねる。

保健福祉部長

高齢者の社会参加については、地域の見守りなどの社会貢献活動や文化・スポーツ活動を支援するとともに、生き生きと活躍している個人や団体を表彰し、高齢者の社会参加を応援している。

新年度は、老人クラブの活動をサポートする人材の育成に取り組むほか、生きがいつくり活動を行っている団体への補

助を行うなど、高齢者の社会参加の促進にしっかりと取り組んでいく。

安部泰男委員

国などの調査により、県内から都市部へ流出する若い女性が増えていることが明らかになった。若い女性の流出は本県の出生率の低下につながり、人口減少のスパイラルを加速させることになりかねない。女性が一段と活躍できる環境を整えていくことが喫緊の課題であるとともに、人口の約10%を占めると言われる性的マイノリティーなど、女性や男性に限らず、誰もが活躍できる共生社会の実現は人口流出を抑制することになると期待され、地域経済の維持にもつながると思う。

今、県内では市町村がパートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設する動きが増えている。承知のとおり、パートナーシップ制度は性的マイノリティーの人たちなどのカップルを結婚に相当する関係として、自治体が証明書を交付する制度である。

先日、県はパートナーシップ制度の導入について検討に入るとの報道があった。制度を導入した市町村では、市や町の公営住宅の入居、さらには公立病院での入院手続きなどの際、家族としての対応が可能となるが、例えば同自治体内にある県営住宅や県立病院などでは本制度が利用できないため、偏った行政サービスの提供が行われることになる。

そこで、パートナーシップ・ファミリーシップ制度が導入された市町村における県の行政サービスについて考えを聞く。

生活環境部長

県においては、パートナーシップ制度について検討を進めることとしており、県に先行してパートナーシップ・ファミリーシップ制度が導入された市町村における県の行政サービスについては、提供時期の差による影響等を少なくできるよう、市町村の考えを丁寧に聞きながら検討を進めていく。

安部泰男委員

例えば、福島市では今年6月の市議会定例会で関係条例の改正案を提出しようとしているところである。県はこれから検討を始めるとのことであり、いつから制度が導入されるか分からないが、それまでの間、先行する自治体内の県立病院や県営住宅では県のサービスが受けられない状況が起こると思う。このことについてはどのように考えているか。

生活環境部長

委員指摘の点については我々も課題と認識している。したがって、そういった影響をできるだけ少なくできるよう、関係部局と連携しながら検討を進めていきたいと考えている。

安部泰男委員

県民に迷惑をかけないように、県の制度導入前であっても適切に対応できる可能性はあると理解してよいか。

生活環境部長

制度設計がこれからであるため、関係部局とその辺の相談をしながら検討を進めていきたい。

安部泰男委員

先月、被告に死刑判決が言い渡された京都アニメーション放火殺人事件の裁判で浮き彫りになったように、孤独や周囲からの孤立が影響していることをうかがわせる事件が発生し、今、社会的孤立への対応の在り方が問われている。孤独や孤立をめぐる問題は、独居世帯の増加や近隣及び家族関係の希薄化、病気などが背景に挙げられ顕在化していることから、市町村の取組を生かした孤独・孤立対策の推進体制整備を促進する必要があると考える。

そこで、県は新年度、孤独・孤立対策にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

孤独・孤立対策については、コロナ禍を契機として顕在化・深刻化している問題に対応するための相談窓口を積極的に広報している。

新年度は、孤独・孤立対策推進法の施行を踏まえ、具体の支援内容について協議する地域協議会や関係機関・団体等の連携を図るためのプラットフォームの設置に向け、しっかりと取り組んでいく。

安部泰男委員

いわゆるヤングケアラーは、学校生活及び家族のケアとの両立や家庭の経済面の不安が原因で進学をためらうなど、将来の進路に大きな影響を及ぼす傾向があるとの調査結果がある。

国は、家族介護支援の強化を図るため、市町村介護保険事業計画の中で具体的な取組を定めることを求めている。介護保険サービスをはじめ障がい福祉サービスや経済的な支援策などを多面的に活用し、ヤングケアラーが担っているケアの負担を軽減していく必要がある。

そこで、県は関係機関がヤングケアラーを円滑に支援できるよう、どのように取り組んでいくのか尋ねる。

こども未来局長

関係機関によるヤングケアラーへの円滑な支援に向けた取組については、ヤングケアラーを早期に発見し、相談窓口につなぐためのハンドブックのほか、利用できる制度や連携の在り方を分かりやすく解説したマニュアルを作成しており、新年度はこれらを積極的に活用するよう市町村、学校、地域包括支援センターなどに促し、ヤングケアラーへの支援が円滑に行われるよう取り組んでいく。

安部泰男委員

次に、本県では奨学金返還支援事業を平成28年度から実施しているが、当該事業は本県の将来を担う産業人材を確保するための重要な事業である。令和2年度からは対象とする産業分野について「地域経済を牽引する成長産業分野」に加え、サービス業や観光業等の「地域資源を生かした分野」まで拡大するとともに、対象者も大学生から既卒者まで広げるなど大幅な拡充を図っているところである。

そこで、奨学金返還支援事業の2年度から5年度までの応募状況について聞く。

商工労働部長

奨学金返還支援事業の応募状況については、令和2年度は65名の応募枠に対し34名、3年度は63名に対し30名、4年度は60名に対し27名、5年度は60名に対し34名の応募となっている。

安部泰男委員

この制度をより多くの学生に活用してもらうためには、本事業を必要とする人にしっかりと届く広報が重要と考える。

そこで、県は奨学金返還支援事業の応募枠充足に向けた周知にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

応募枠の充足に向けた周知については、SNSを活用した情報発信や学生が多く利用する地下鉄駅での掲示等により周知に努めているところである。

今後は、就職支援協定を締結している首都圏の大学等を重点的に訪問し、より多くの学生等に活用されるよう働きかけを強化するなど、積極的な周知広報を行っていく。

安部泰男委員

最後の質問は本県の森づくりについてである。森林は生物多様性を保全する上で、また二酸化炭素吸収の維持・増加や排出抑制に寄与し、気候変動の緩和に貢献することが期待されている。

国は、新年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人当たり年額1,000円の賦課徴収を予定している。また、県は水源涵養や県土保全など私たちの生活に様々な恵みをもたらす森林の公益的機能の重要性を踏まえ、県民全体で森林を守り育て、本県の豊かな自然環境や良好な生活環境を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくための財源として、平成18年4月から森林環境税を導入しているところである。このような中、国と県が同じ名称の税を賦課するのは二重の負担ではないかといった問合せが県民からあった。

令和2年9月に開かれた第4回福島県森林審議会では、6年度に国の森林環境税の導入が予定されていることから「県民の分かりやすさのため森林環境税の名称について検討されたい」との意見が出されている。課税期間は3～7年度の5か年間でされているが、県民には国及び県それぞれの森林環境税の役割や目的が十分に周知・理解されていないように思

う。

そこで、県は福島県森林環境税の理解が進むよう周知・広報にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

県の森林環境税については、森林環境の保全と森林を守り育てる意識の醸成のため、杉花粉症に対応した苗木の育成や小中学校の学習の支援等を行うとともに、ホームページやパンフレットなどにより、目的や取組状況等の理解に向け広く発信に努めている。

新年度はさらに理解が深まるよう、新たに県民との意見交換を各地域で実施するとともに、SNS等の活用を強化するなど積極的に周知・広報に取り組んでいく。

安部泰男委員

県民に対して国税と県税の違いなどを丁寧に分かりやすく周知・広報してもらいたい、私の質問を終わる。